

----- 事例検討課題 -----

現在本店のみで、特定建設業（電気工事業）の許可を得ている。

この度、都内で支店の設置を考え、その支店では一般建設業の許可を取得したい。

支店の新設に際し、本店の特定建設業（電気工事業）は、支店で一般建設業（電気工事業）に切り替え、

本店は特定建設業（電気工事業）の許可の代わりに、特定建設業（管工事業）の許可を得、且つ、支店において一般建設業（消防施設工事業）をも取得したい。

《許可構成図》

（現許可）

本店 特定建設業・電気工事業許可	本店 特定建設業・管工事業許可
---------------------	--------------------

（希望する許可）

（新設）（希望する許可）

支店 一般建設業・電気工事業許可、消防施設工事業許可

論点整理済みデータ

経管・誠実性・財産的基礎等において、課題なし。

専技の確認

電気	本店	: 特定の専技	(退任予定であるが、支店許可処分までは在任)
電気	支店	: 一般の専技	(特定の専技いない)
管	本店	: 特定の専技	
消	支店	: 一般の専技	

建設業法第 29 条該当例

経營業務管理責任者の要件を満たす者を欠いたとき (今回該当しない)

専任技術者の要件を満たす者を欠いたとき欠格要件に至ったとき

(特定建設業許可の財産要件を満たさなくなった事は、第 29 条には該当しない)

特定建設業の許可のみを受けている者が建設業法第 29 条に該当

当該特定建設業の許可のすべてを一般建設業許可にしようとする場合

新規 と 特定建設業許可の廃業届

特定建設業の許可のみを受けている者が建設業法第 29 条に該当

当該特定建設業許可の一部の業種を一般建設業許可にしようとする場合

般特新規 当該業種に係る 特定建設業許可の廃業届

共有要点整理済み選択肢

KENSETU-TOKYO-20150921-001

(東京都知事許可) 業種追加・般特新規の事例

既得許可に業種追加 般特新規(営業所の新設)

同時に申請する際の課題

般特新規の概念

一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行とは、現に確定した許可があり、その許可を前提に移行することで、申請者を考慮した営業ブランクのない申請方法である。

ここで、移行しようとする既得許可に対する業種追加は、その基となる許可に対する移行の意志あるところに追加することに対する基盤が不確定の状態になる。

新たな許可の処分が出るまで以前の許可が効力を有するものとするのは、確定したる許可に対してであるので、未処分の追加許可申請に対しても及ぶと考えるのには難がある。

考察的に、許可換え新規の際、新たなる許可になるまでの行政指導等は、どこで行うのか。似て非なるものですが、監督官庁の捉え方は課題と考えます。いわゆる移行に対する所作の扱いは、責任所在の不明確さの創出は避けなければいけない。

脱線ですが、この度の記録的豪雨に対する行政区分を超えた避難指示の在り様、災害含む国防のあり方を再構築する時代といえます。

さて、ここで同時なる不確定の申請を進めた場合に、いかなる不具合が出るであろうか。既存許可が、特定から一般に移行することにおいて、審査における不確定要素として考えられる事項は何であるか。

経管、専技、誠実、財産等でなければ、現時点における犯歴照会だけであると思える。

この点において、申請者の自己認識における申請であるなら、論的に申請出来ない論的事由は希薄と考えられる。

(東京都知事許可) 業種追加・般特新規の事例

既得許可に業種追加 許可通知 般特新規(営業所の新設)

追加許可通知後に申請する際の課題

般特新規の概念

一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行とは、現に確定した許可があり、その許可を前提に移行することで、申請者を考慮した営業ブランクのない申請方法である。

ここで、移行しようとする既得許可に対する業種追加は、その基となる許可に対する移行の意志あるところに追加することに対する基盤が不確定の状態になる。

新たな許可の処分が出るまで以前の許可が効力を有するものとするのは、確定したる許可に対してであるので、未処分の追加許可申請に対しても及ぶと考えるのには難がある。

よって、追加許可通知後に、般特新規申請、営業所の申請に至るべきである。

国土交通省 建設業許可事務ガイドライン 平成 27 年 4 月 1 日から適用 から

p 9 . p 10 より援用

7 . 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行に係る申請があった場合の従前の許可の効力等について

(1) 建設業者から、

一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があった場合

特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があった場合

であって、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、法第 3 条第 4 項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

(2) (1) の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、(1) の場合にあつては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、(1) の場合にあつては特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可は、なおその効力を有するものとして取り扱う。

(3) なお、当該建設業者が法第 29 条に該当する場合については、(1) 及び(2) の取扱いは当然受けないものである。

・ 特定建設業の許可のみを受けている者が 建設業法第 29 条に該当するため、当該特定建設業の許可のすべてを一般建設業許可にしようとする場合は、「般特新規」ではなく「新規」となり、さらにこの場合は同時に特定建設業許可の廃業届が必要です。また、特定建設業の許可のみを受けている者が 建設業法第 29 条に該当するため、当該特定建設業許可の一部の業種を一般建設業許可にしようとする場合は、当該業種に係る特定建設業許可の廃業届を提出し、般特新規申請を行う事となります。

・ 特定建設業許可の財産要件を満たさないことにより一般建設業の許可を受けようとする場合は「般特新規」となります。

・ 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行(一般許可業種の全てを特定に、又は特定許可業種の全てを一般にする場合) に係る申請について、当該許可の有効期間満了日より前に申請書を提出し受付された場合であつて、その処分(許可通知等)が有効期間満了日までになされない時は、従前の許可が有効であるものと見なします。ただし、建設業法第 29 条に該当 する場合にはこの適用はありません。

建設業法第 29 条該当例

経營業務管理責任者の要件を満たす者を欠いたとき

専任技術者の要件を満たす者を欠いたとき欠格要件に至ったとき

(特定建設業許可の財産要件を満たさなくなった事は、第 29 条には該当しません)

(東京都知事許可) 業種追加・般特新規の事例

既得許可に業種追加 般特新規 (営業所の新設)					
事象年月日	現在		10月1日		
本店	電気 特定		電気 特定		管 特定
申請					業種追加 (50,000)
(支店)			電気 一般	消防 一般	
申請			般特新規 (90,000) 営業所の新設		

(東京都知事許可) 業種追加・般特新規の事例

既得許可に業種追加		許可通知		般特新規(営業所の新設)	
事象年月日	現在		10月1日		11月10日 管(特定許可済)
本店	電気 特定		管 特定		電気 特定
申請			業種追加 (50,000)		
(支店)					電気 一般 消防 一般
申請					般特新規 (90,000) 営業所の新設